

破産管財人、相続財産管理人等の口座開設手数料新設のお知らせ

平素は青木信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、青木信用金庫では、下記の通り破産管財人、相続財産管理人等の名義で新規開設する口座について、事務負担等を考慮し口座開設手数料を新設いたします。

お客さまにはご負担をおかけしますが、今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設日

2023年7月3日（月）

2. 新設する手数料

破産管財人口座 開設手数料	口座開設1件あたり11,000円（税込）
対象となる口座	新規に開設する破産管財人名義の口座 ※個人・法人を問いません ※既存口座を破産管財人名義に変更する場合も含まれます。

相続財産管理人等 口座開設手数料	口座開設1件あたり11,000円（税込）
対象となる口座	新規に開設する相続財産管理人、相続財産精算人名義の口座

以上